

第9回講義 債権譲渡その1

譲渡禁止特約や対抗要件問題を中心に

2005/06/10

CASE

平成16年4月2日、X重機株式会社は、経営難に陥りかけた取引先のS建設株式会社に対し、「期間3年、利率年利12%、利息月額60万円は毎月月末払い、利息の支払いが1回でも遅滞するかSにつき強制執行・滞納処分・担保権実行や倒産手続の申立てがなされた場合には、Xは直ちに全額の返済を請求できる」との約定で6,000万円を貸し付けた。同時に、XとSは、この元利金債権を担保するため、「Sは以後3年間に結ぶ請負契約上の代金債権をすべてXに譲渡する。Xは譲渡を受けた債権の取り立てをSに委任する。SがXに対する借入金債務につき期限の利益を失えば、前項の委任は直ちに解除される」旨の契約を結んだ。Sは、同日、従来から断続的に発注を受けているY₁₋₃らを含む取引先に、内容証明郵便で次のような内容を含む「挨拶状」を送付したが、Y₁₋₃からはとくに問い合わせはなかった。

「《挨拶文略》さて、今般、当社は、次の大きな飛躍を期して、本日より3年間、X重機株式会社と資本提携等の協力関係を強化する試みを行うことになりました。つきましては、当社は、この間において貴社との間で締結させていただく請負契約に基づく債権を、すべて、X社様に譲渡いたします。しかしながら、お支払いの方法等に関しましては、従前と変更する点は何らございません。これまで通りA銀行B支店の当社普通預金口座宛てにお振り込みいただければ結構ですので、ご安心いただきたいと思います。《以下略》」。

平成17年2月頃までに、Sは、Y₁市との間で代金額1,600万円（Y₁に対する債権を債権という）、Y₂社との間で代金額2,200万円（Y₂に対する債権を債権という）、Y₃社との間で代金額2,800万円（Y₃に対する債権を債権という）の請負契約をそれぞれ締結したが、代金支払い期限はいずれも3月末日であった（Sは、それ以前に、Y₁₋₃ら以外にも多数の請負契約を締結し、請負代金を上記約定に従って回収し、その一部を利息支払いに当ててきたが、本件では問題になっていないので詳細は略す）。

平成17年2月28日、SがXに対する利息の支払いを怠ったので、Xは、翌3月1日午前10時頃、Y₁₋₃に対して、「Sが貴社との間で平成16年**月**日に締結した請負契約に基づく請負代金債権について、当社はSより譲渡を受けておりますが、同債権につきSに対する取立ての委任を解除しましたのでお知らせします。請負代金はSではなく当社にお支払い下さい」という内容のファックスを送った。

Y₁からは、「本市とSの間の請負契約には、Sは本件工事にかかる請負代金債権を第三者に譲渡できない、という条項が入っており、貴社に支払うことはできない」との回答があった。そこでXは市会議員や国会議員などを介してY₁の関係者と粘り強く交渉し、3月25日にY₁より本件債権譲渡を承諾する旨の文書回答を得た（これ自体には確定日付はない）。しかし、Sの債権者Z₁が債権をすでに差し押さえており、その差押命令はXが上記の承諾を得る直前にY₁に送達されていた。

また、この間のY₁との交渉と協議の中で、平成16年4月2日付の譲渡や通知の効力に疑義が出されたので、Xは念のため改めてSに債権譲渡の通知を行なわせようとした。しかし、Sの代表者等とはすでに連絡が取れなくなっていたため、Xは、Y₂₋₃から本件債権譲渡についての承諾を得るべく交渉したが、Y₂からは結局協力が得られなかった。一方、Y₃からは、3月18日午後3時頃確定日付のある承諾書（ただしSに対する抗弁はすべてXにも主張できる旨が書き添えてある）を得ることができたが、Y₃に対するこの債権については、Sの債権者Z₂が3月14日に譲り受け、内容証明郵便による債権譲渡の通知が、Y₃の本店に18日の午後3時頃に送達されていた。

【Keypoints】

- ・譲り受けた債権の履行を請求する場合の要件事実
- ・将来債権の譲渡可能性
- ・債権の譲渡性とその例外（債権譲渡禁止特約の効力）
- ・債務者に対する対抗要件と要件事実
- ・第三者に対する対抗要件と要件事実

【Questions】

言うまでもないことだが、各設問には、十分な理由を付して答えなさい。

- [01] 平成17年4月以降、XがY₁₋₃にそれぞれの債権の支払いを求めて訴えを起こすとする。
- [01-01] Xは請求原因事実として何を主張・立証しなければならないか。
- [01-02] 「年月日に債権を譲渡した」というような譲渡の合意だけを主張したのではだめか。あるいは、債権譲渡担保契約に加えて、そのような債権譲渡の合意を主張する必要はないのか。
- [02] 本件の債権譲渡のように包括的で内容が未確定な将来債権を譲渡することは可能か。
- [03] [02]の答えが仮に可能であるとして、本件債権譲渡は公序良俗違反と評価されないか。
- [04] 本件合意が、(a)「SがXに対する貸金債務につき期限の利益を失った場合には、Sがその時点で持っている未回収の請負代金債権と、その後の3年間にSが結ぶ請負契約上の代金債権はすべて、Xに譲渡する」、あるいは、(b)「SがXに対する貸金債務につき期限の利益を失った場合には、XはSに対する意思表示によって、Sがその時点で持っている未回収の請負代金債権と、その後の3年間にSが結ぶ請負契約上の代金債権をすべて、取得することができる」というものであったとすると、どういう違いが生じるか。
- [05] 将来債権については、売買や代物弁済より、債権譲渡担保の方が圧倒的に多いと思われるが、なぜか。
- [06] 平成16年4月2日の「挨拶状」は、債権譲渡の通知としての効力を有するか。このような通知は、譲渡前の通知ではないのか（上記[04]とも対比せよ）。
- 以下、仮に平成16年4月2日の「挨拶状」が債権譲渡通知としての効力を有するものと判断されたと仮定しよう。
- [07] 平成17年3月1日にXがYらに送ったファックスは、法律上どういう意味があるか。

債権について

- [08] SとY₁の請負契約には、債権譲渡禁止特約が付いているが、このような特約が付けられる理由は何か。
- [09] 平成17年3月25日付でXはY₁から債権譲渡の承諾を得ているが、仮にこのような個別の承諾が得られなかったとする。そのような場合、
- [09-01] SからXへの債権譲渡の効力はどうなるか。XのY₁に対する譲受債権支払請求訴訟においては、これに関して、どちらがどのような事実を主張・立証することになるか。また、本件では具体的にどう判断されることになるか。
- [09-02] 債権のように譲渡禁止特約が付されている債権を、特約を知っている者が実質的に担保に取る方法はないか。
- [10] 本件ではY₁は債権譲渡を承諾する旨を回答しているが、これはどういう意味を持つか。また、XとZ₁との関係はどうなるか。
- [関連] Z₁も建設業界の関係者で、債権譲渡禁止特約の存在を十分承知していたとすると、上の結論は変わらないか。
- [11] 仮にZ₁の得た債権についての差押命令の送達と、Y₁の債権譲渡の承諾の回答との先後関係が不明であれば、XとZ₁の優劣関係はどうなるか。

以下、仮に平成16年4月2日の「挨拶状」が債権譲渡通知としての効力を有しないものと判断されたと仮定しよう。

[12] 平成17年3月1日にXがYらに送ったファックスは、法律上どういう意味があるか。このような通知を送ることについて、XがSから事前に承諾を得て、XとSの連名でファックスを送ったとしても、法律上の意味は変わらないか。

債権について

[13] 債務者に対する対抗要件に関して、XとY₂は、どちらがどのような事実を主張・立証することになるか。

[14] Y₂は、債権譲渡の事実を知っているにもかかわらず、Xの対抗要件の欠缺を主張してXからの支払請求を拒むことができるか。Y₂が、平成17年5月頃選任されたSの更生管財人Vから債権の履行請求を受けたときにすでに債権は譲渡されているとして支払を拒んでいればどうか。

[15] Y₂がXの請求に応じ、4月29日に債権2,200万円を対抗要件を備えないXに支払ったところ、5月9日に、Sの更生管財人Vがその事実を知らずに同じ債権をZ₃に売却し、Y₂に対して確定日付のある通知を送付した。この場合、Y₂はZ₃に支払う義務があるか。Z₃はXに対して不当利得返還請求ができるか。いずれもダメな場合にはZ₃はどうすればよいか。

債権について

[16] Xと、Xから債権の支払請求を受けたY₂との間では、債権譲渡の第三者対抗要件につき、どちらがどのような事実を主張・立証することになるか。

[17] 債権につき、XとZ₂の優劣はどうなるか。

[18] Y₃は、XとZ₂のいずれにどれだけ支払う必要があるか。また、この場合と、確定日付のある債権譲渡通知が同時にY₃のところに到達した場合とは、同じように考えることができるか。

【Materials】

A (必読判決と文献)

- ・ 最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁
- ・ 最判平成9年6月5日民集51巻5号2053頁
- ・ 最判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁
- ・ 潮見 [第2版] 309～362頁もしくは『債権総論』の教科書・体系書もしくはコンメンタールの債権譲渡の部分(抗弁問題のほとんどを除く)。
- ・ 司法研修所編『紛争類型別の要件事実 民事訴訟における攻撃防禦方法の構造』(法曹会、1999年)「第7章 譲受債権請求訴訟」122～140頁(抗弁の問題を除くが、次回取り上げるので今回ついでに通して読んでおくとうよい)。

B (判例の理解の参考となる解説)

- ・ 潮見佳男・ 判決解説・百 28事件。
- ・ 野澤正充・ 判決解説・百 29事件。余裕があれば寺田正春・百 27事件も。
- ・ 池田真朗・ 判決解説・百 33事件。余裕があれば池田真朗・百 32事件も。

C (応用・発展的な検討の参考になるもの)

- ・ 倉田卓次編『要件事実の証明責任 債権総論』(西神田編集室、1986年 - 倉田『債権総論』)346～385頁〔山田卓生〕(債権譲渡と要件事実全般について非常に詳しい。ただ、将来債権譲渡の可能性についての記述は古いので注意)。

Cは1セットコピーを事務室に置いておきます。